

知っておきたい 税金あれこれ No.23

(隔月発行)

◇保険金等を受け取ったときの税金は？

保険契約等には様々な種類がありますが、生命保険等を受け取った場合にはどのような税金がかかるのでしょうか？

生命保険金等を受け取る場合は、契約者と受取人の関係や支払われた原因が満期なのか死亡なのかによって課税される税金が異なります。

それぞれのケースで課税される税金を確認してみましょう。

<満期保険金等を受け取った場合>

区分	被保険者 (保険の対象者)	契約者 (掛金の負担者)	受取人	課税区分
①	父	父	父	所得税→父の一時所得
②	子	父	父	所得税→父の一時所得
③	父	父	子	贈与税→父から子へ贈与

※ 満期保険金等を受け取った場合、契約者と受取人が同一のときは所得税（一時所得）、契約者と受取人が同一でないときは贈与税の対象となります。

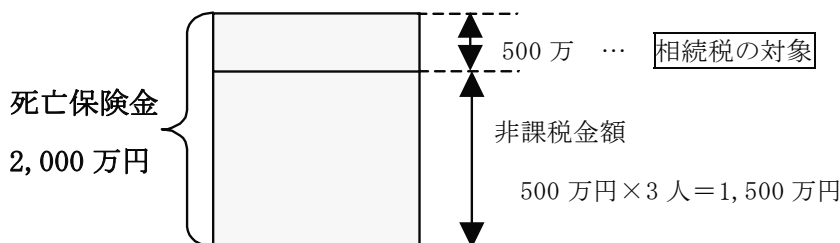
<死亡保険金等を受け取った場合>

区分	被保険者 (保険の対象者)	契約者 (保険料の負担者)	受取人	課税区分
①	父	父	子	相続税→子の相続税
②	父	子	子	所得税→子の一時所得
③	父	母	子	贈与税→母から子へ贈与

では、次に相続税の税金の計算について確認してみましょう。

全ての相続人が受け取った死亡保険金等の合計額が非課税限度額（＝500万円×法定相続人の数）を超える場合には、その超えた部分だけが相続税の対象となります。

例えば、死亡保険金等が2,000万円で、相続人が妻と子2人の3人であれば1,500万円までについては相続税が課税されず、500万円が相続税の対象となります。



2,000万円の死亡保険金に加入することにより、掛金を支払うため相続税の対象となる預貯金が減少し、死亡保険金のうち1,500万円は相続税が非課税となります。さらに、相続人が死亡保険金等を受け取ることにより、納税資金にあてることもできます。

生命保険契約等は相続対策に有効活用できることもありますので、いま一度検討されてみてはいかがでしょうか。